

【任意組合】税務上の取扱い③

3. 組合事業から生ずる利益等の額の計算（法基通14-1-2、所基通36.37共20） 【個人組合員の場合】

		任意組合			匿名組合
		ネット ネット法	グロス ネット法	グロス グロス法	ネット ネット法
所得税法	非課税所得	×	○	○	×
	引当金繰入	×	×	○	×
	準備金積立	×	×	○	×
	配当控除	×	○	○	×
	源泉徴収税額の控除	×	○	○	×

原則 :グロスグロス法

グロスネット法による場合

各個人投資家にあん分される不動産の賃貸損益は不動産所得、不動産の売却処分損益は譲渡所得、余裕資金の預貯金運用から生じる利息については利子所得となる（所基通36・37-20）。

ネットネット法による場合

各組合員にあん分される利益の額又は損失の額は、当該組合事業の主たる事業の内容に従い、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得のいずれか一の所得に係る収入金額又は必要経費とする。